

1. 件名：「美浜発電所原子炉施設保安規定変更に関するヒアリング」
2. 日時：令和5年1月19日（木） 10時00分～10時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、福原管理官補佐、宮嶋安全審査官

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 安全・防災グループ マネジャー

他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙の通り

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

【発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更】

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:00 | 皆様おはようございます、原子力規制庁の福原ですけれども、 |
| 0:00:05 | ただいまから、実は |
| 0:00:09 | 発電所の保安規定の変更認可申請。 |
| 0:00:13 | 定期安全レビューの削除について説明をお願いいたします。 |
| 0:00:19 | はい。 |
| 0:00:20 | 関西電力の西川です。それでは、 |
| 0:00:25 | 説明の方を説明させていただきます。まず資料の確認ですけど、 |
| 0:00:29 | 申請書と審査資料の方をお手元にございますでしょうか、申請書は2022年12月23日付の申請書及び審査書になってございます。 |
| 0:00:43 | はい。レノボ。 |
| 0:00:45 | 福原ですけども。はい。申請書と後、審査資料の方、2022年12月23日の藤浜尾。 |
| 0:00:55 | ごめんなさい美浜発電所審査資料R0というのが手元にあります。 |
| 0:01:01 | ありがとうございます。 |
| 0:01:03 | それではですね、審査資料を用いて、元説明させていただきます。 |
| 0:01:09 | 通しページの3ページになります。パワーポイント部分の方にありますけど、 |
| 0:01:15 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請についてのものになります。 |
| 0:01:25 | 1枚めくっていただいて、4ページになります。 |
| 0:01:29 | 申請案件及び申請概要になってございます。 |
| 0:01:34 | 申請案件については、 |
| 0:01:37 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則が改正されたことに伴う |
| 0:01:42 | far規定の関連する情報の変更を行ったものになってございます。 |
| 0:01:49 | 次に申請概要になっております。 |
| 0:01:52 | 表の左の欄に記載しておりますのが、実用炉規則の改正内容になってございます。 |
| 0:01:59 | 上段に変更前、下段に変更を記載してございます。 |
| 0:02:05 | 発電用原子炉施設の定期的な評価以降、PSRを読ませてもらいますが、PSRに関する規則条文が削除されたことに伴いまして、 |
| 0:02:16 | 改正する内容になってございます。 |
| 0:02:19 | 炉規則の付則の |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:02:22 | 経過措置として記載しておりますけど、安全性向上評価の初回届け出をするまでの間は、条文の効力を有するといった記載になってございまして、 |
| 0:02:32 | 今回変更する保安規定の付則についても、これに整合した形になってございます。 |
| 0:02:39 | 次に表のナカハラ、右側の方になってございます。 |
| 0:02:43 | こちらは保安規定の改正内容を書いているもので、 |
| 0:02:48 | 中欄の方に、主条文となる原子炉施設の定期的な評価の条文削除ところを示してございます。 |
| 0:02:58 | 右側に、 |
| 0:03:00 | 移りますと関連条文と書いてございますが、 |
| 0:03:04 | 今回、11 条の削除に伴いまして、関連する 3 条、六条 131 条、133 条の、 |
| 0:03:12 | 条文の削除を行ってございます。 |
| 0:03:16 | 具体的には申請書を用いて説明させていただきたいと思っております。 |
| 0:03:22 | ちょっとお手数なりますが、申請書の大年ページの方ですね、5 ページの方、お開きの方お願いします。 |
| 0:03:34 | 順に、三条のほうから説明させていただきます。 |
| 0:03:37 | この内容についてはですね、認可済みのプラントと同様の内容になってございます。 |
| 0:03:44 | まず 3 条ですが、 |
| 0:03:46 | 表の中ほど、その他ってところの安全管理通達等になりますが、 |
| 0:03:52 | 変更前は、第 9 条から第 11 条といった記載になってございましたが、今回 11 条の条文削除に伴いまして、第九条、第 10 条といった形で変更してございます。 |
| 0:04:06 | 次のページ 6 ページになります。 |
| 0:04:08 | 第 3 章の保安管理体制及び評価のところになってございますが、今回の PSR の条文の削除に伴いまして、原子炉施設の定期的な評価の、 |
| 0:04:19 | 削除伴いまして保安管理体制という形で変更してございます。 |
| 0:04:25 | 次、7 ページになります。 |
| 0:04:28 | こちら、 |
| 0:04:29 | 原子力発電安全委員会。 |
| 0:04:32 | の審議事項に、 |
| 0:04:33 | の内容なっておりますが、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:04:36 | 2 ポツの(3)の原子炉施設の定期的な評価の結果、第 11 条関連というところの審議事項が 11 条の削除に伴って削除。 |
| 0:04:46 | ことになってございます。 |
| 0:04:50 | 次、8 ページになります。 |
| 0:04:52 | こちらが使用分として説明させていただいた内容になりますが、第 4 節の原子炉施設の定期的な評価アップで、 |
| 0:05:00 | 今回PSRの条文削除に伴いまして、 |
| 0:05:03 | 第 11 条を削除といった形になっております。 |
| 0:05:09 | て、9 ページになります。 |
| 0:05:11 | 所員への保安教育というところの総括表になりますが、 |
| 0:05:17 | 資料の中ほど、表の中ほどになりますが、 |
| 0:05:20 | 保安管理体制及び評価という記載先ほど第 3 章の説明、記載の削除で説明させていただきましたが、こちらの記載を同様に、保安管理体制し、 |
| 0:05:32 | と言うた記載に変更してございます。 |
| 0:05:38 | 次の 10 ページも、先ほどの 9 ページ同様ですね、こちら、運転員等の保安教育の内容になっておりますが、 |
| 0:05:46 | 先ほどの 9 ページ同様に、保安管理体制及び評価の、及び評価の記載を削除してございます。 |
| 0:05:55 | 次、11 ページになります。記録の項目になりまして、 |
| 0:06:00 | 変更前のところの 48 ポツと 49 ポツに、PSRに関する保安活動の実施状況の評価結果で記載がありましたが、こちらも 11 条の削除に伴って、 |
| 0:06:13 | 表の記載を削除するといった内容になってございます。 |
| 0:06:18 | 第 52 ページになります。督促の記載となります。 |
| 0:06:24 | 施行期日については、 |
| 0:06:27 | 先ほどの規則の改正と同様になりますが、 |
| 0:06:31 | ここの通達についてはですね、認可をいただいた後に、10 日を超えない範囲で施行するということと、1 ポツの 2 項のほうになりますが、 |
| 0:06:40 | 初めて原子炉等規制法第 43 条の 3 の 29 にきて、 |
| 0:06:46 | による届け出をするまでの間の従前の例によるということで、 |
| 0:06:50 | 美浜発電所における安全評価。 |
| 0:06:54 | 安全性向上評価届け出の初回届けまでの間は、従前の例によるので、PSRの情報が適用されると、そういった内容になってございます。 |
| 0:07:04 | 簡単ではありますが申請書の内容については以上になっております。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:07:10 | またちょっとお手数ですが審査資料の方に戻っていただけますでしょうか。 |
| 0:07:17 | 通し番号の 5 ページ。 |
| 0:07:19 | になります。パワーポイントの右肩 2 ページといったところになります。想定スケジュールというところで記載させていただきますが、 |
| 0:07:28 | 申請書、申請者側の我々の事業者、弊社側の希望であります、 |
| 0:07:34 | 今回 12 月 23 日に申請させていただきます、 |
| 0:07:38 | さ |
| 0:07:39 | 安全性向上評価の届け出スケジュールがですね、去年の |
| 0:07:44 | 9 月 26 日に美浜発電所 3 号機の定期事業者検査終了と。 |
| 0:07:49 | それで、こちらの規定に、安全性向上評価届け出書の作成期間を 6 ヶ月以内といったところがありまして、 |
| 0:07:58 | その後、遅滞なく原子力規制委員会に届け出すと。 |
| 0:08:01 | いう予定になってございますので、 |
| 0:08:03 | それまでの間に、5 年間いただきたいと、そういったスケジュールでスケジュールの方を描かせていただいております。 |
| 0:08:13 | 審査資料の方については、それ以降の構成は、資料 2-1 と 2-2 ということで、し、 |
| 0:08:21 | 審査基準の要求に対する保安規定の記載方針なり、 |
| 0:08:25 | 資料 2-2 ってことで、55 ページのところからなりますが、 |
| 0:08:30 | 上流文書、設置許可からの保安規定への記載の構成になっておりますが、 |
| 0:08:37 | 今回、上流の設置許可の変更等ございませんところについて、ハットリますので、 |
| 0:08:44 | 詳細な説明の方、旭三瓶全体に思っております。 |
| 0:08:49 | 説明の方は以上になります。 |
| 0:08:56 | はい。原子力規制庁の福原ですけれども。 |
| 0:09:00 | 規制上、規制庁側から何かありますか。 |
| 0:09:06 | 私から、フクハラの方から 2 点ほど、 |
| 0:09:11 | 確認をさせていただきます。まず 1 点目なんですけれども、 |
| 0:09:16 | 先ほどですね審査資料じゃなくて申請書の方の、 |
| 0:09:28 | 申請書の方の 6 ページなんですけれども、 |
| 0:09:36 | 変更前と変更後で、及び評価というところがなくなってると思うんですけれども、 |
| 0:09:43 | この比及び評価っていうのが、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:09:45 | 要はこの今回のPSRのことだと思うんですけども、これどういうふうにとどっていけばというかこれがどうしてその定期的な評価なん。 |
| 0:09:57 | 原子炉施設の定期的な評価ってということがわかるんでしょうか。 |
| 0:10:02 | すいませんちょっと勉強不足で、及び評価って書いてあるところがなぜPSRを示してるんでしょうかっていう確認です。 |
| 0:10:17 | 関西電力の仲野でございます。進発資料の方のですね、通しページの9番を見ていただき、ページを見ていただければと思っております。 |
| 0:10:33 | それで一応、す。参考というところで中ほど、ミイですね、ワーキの審査基準、これ以前、これも現行生きてるところがありますけども、そこにですね、PSIに関することということが、 |
| 0:10:48 | 一応書かれてございます。その中で、第一条、11条の提言書の定期的な評価というところこちら、対象になりますとそこは消えていくという状況になります紐づけとしては、 |
| 0:11:01 | そういうことで思っております。以上でございます。 |
| 0:11:09 | はい、原子力規制庁の福原です。 |
| 0:11:16 | ごめんなさい。 |
| 0:11:18 | 6 ペイジーの第 3 章。 |
| 0:11:22 | ていうのが、 |
| 0:11:24 | 南條、ごめんなさい、これ南條でしたっけ。 |
| 0:11:29 | はい。11 条の方と関連します。 |
| 0:11:34 | ごめんなさいねえっと、今回 11 時を消しますよっていうのを削除したいですっていうのはわかりました。 |
| 0:11:41 | で、私の言い方は悪かったんですが、 |
| 0:11:45 | 6 ページの、申請書のほうの 6 ページの、 |
| 0:11:50 | 表を見ると、及び評価というのが今回消されてます。ここもOKです。で、ただこの及び評価というところが、PSRのことを言ってるのかどうかっていうのが、 |
| 0:12:02 | すぐわからなかったんで、これが、 |
| 0:12:05 | どうとどっていけば、及び評価の部分がPSRのことを、 |
| 0:12:09 | 言ってるんでしょうかっていうことを確認したかったんですと。 |
| 0:12:13 | それで、審査の補足資料の通し 9 ページに、先ほどおっしゃっていただいたところはわかりますで 11 条を、 |
| 0:12:24 | 消しますよって書いてますよと、これもわかります。 |
| 0:12:28 | 多分、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:12:31 | バイデンのニシカワですと保安規定の構成上になりますが、第3章の保安管理体制及び評価項目にですね。 |
| 0:12:39 | 第一節から第4節までございまして、第4節が今回、PSRの条文的な評価ってことでそれが削除されます。第2節はですね、組織及び職務、 |
| 0:12:51 | 第2節が発電安全委員会で第3節が主任技術者と、そういった構成になっておりまして、第一節から第3節は、保安管理体制のことを言っていると。 |
| 0:13:02 | そんな、 |
| 0:13:03 | 押せになってございます。 |
| 0:13:05 | 規制庁深田です。わかりました。 |
| 0:13:09 | すいません。理解できました。 |
| 0:13:12 | あとですねもう1点あるんですけども、先ほど、 |
| 0:13:17 | 話があった補足資料というか、 |
| 0:13:22 | 審査資料の5ページ当初5ページのスケジュールの想定スケジュールについてです。 |
| 0:13:31 | 一言で言うんですけどね、今のタイミングで、この申請をされた理由。 |
| 0:13:37 | というのを教えていただきたいんですけども、直接内容には関係ないんですけど、今のタイミングでどうしてこのPSRのところを削除。 |
| 0:13:47 | した例とするような申請をされましたか。 |
| 0:13:56 | はい。関西電力の西川です。実用炉規則の改正以降ですね、PSRの条文の削除というところは、変更申請、変更認可申請の方も対応できるという状況になってございましたが、 |
| 0:14:11 | 今回、美浜電車3号炉の定期事業者検査終了から、安全性向上評価届け出書の作成期間を開始するといったところで、9月26日以降ですね。 |
| 0:14:23 | 保安規定の申請案件他の案件と、カセ重ねてへ申請できないかなというふうに考えていたところでしたが、 |
| 0:14:32 | 他の案件もないといったところで、今回、単独でですね、このPSR条文削除の申請を昨年の12月にさせていただいたと、そんな内容になってございます。 |
| 0:14:44 | 規制庁福原です。その点については理解しました。で、これちなみになんですけど、 |
| 0:14:56 | 安全性向上評価の初回届け出が3月末ごろを予定されてまして、例えば、今回の認可、保安規定の変更認可が、 |
| 0:15:09 | それよりも遅くそれよりちゅうのは4月とか5月とか、もっと遅くなる。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:15:15 | でも特にその何か、 |
| 0:15:17 | 法令上、法令上何か保安規定違反とかそういう話にはならない。 |
| 0:15:22 | と私は理解してるんですけどそれで正しかったでしょうか。 |
| 0:15:27 | 関西電力の西川です。ご理解の通りになります。3月以降に御認可いただいた場合でも特に問題ないと考えてございます。 |
| 0:15:38 | はい。とりあえず、あ、ごめんなさい事実関係としては把握しました。であれば何か。 |
| 0:15:45 | その3月以降の何か他の案件で、一緒に抱き合わせで、 |
| 0:15:51 | というオプションもあったんですよということ。 |
| 0:15:58 | 関西電力中野でございます。ちょっとそういうことも探ってみたんですけども、なかなかその美浜に対しては、他の意見っていうか、ちょっと今後発生がなかなかないものですんで、 |
| 0:16:09 | やはりちょっと安全性向上評価届け出を出す、このタイミングで一応出させていたかどうかということで申請させていただきました。 |
| 0:16:19 | はい。状況は理解しました。私からは以上です。 |
| 0:16:30 | 規制庁のトガサキですじゃあ、 |
| 0:16:33 | ちょうど |
| 0:16:34 | 事実関係を確認したいんですけど、 |
| 0:16:39 | 申請書の1011ページの、 |
| 0:16:46 | 注釈の8番なんですけど、 |
| 0:16:51 | これはもともと、 |
| 0:16:55 | ここの記載、注釈が入った。 |
| 0:16:59 | 理由とかですね。 |
| 0:17:01 | ていうのをちょっと教えていただきたいんですけど。 |
| 0:17:17 | ちょっとお待ちくださいすいません。 |
| 0:17:45 | あ、すみません関西電力の郷でございますすみませんおそらくですね普通に当たり前のことを書いていると思うんですけども、少し本当のちょっと経緯といいますか、少しさかのぼって、 |
| 0:17:58 | 調べさせていただきまして、まだご報告させていただければと思いますすいません。 |
| 0:18:05 | はい。ちょっと |
| 0:18:07 | なんか手術なんかすごい具体的に書いてるんで、何か |
| 0:18:14 | 美浜と特有なのか、ここの他の |
| 0:18:18 | あれですかね関電の施設でもこういう注釈があったのかっていうのがちょっとちょっとわかんなかったんで、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:18:26 | ちょっと確認をお願いしたいと思います。わかりました。こちら、以前の以前までのPSRに関する、ここの記録についても、 |
| 0:18:37 | 記載ございましたので、少しちょっと確認をさせていただきます。 |
| 0:18:41 | はい。それとちょっと念のための確認なんですけど、この |
| 0:18:45 | あれですね、その注釈7の方なんですけど、今まではそのPSRの |
| 0:18:55 | 記録の |
| 0:18:56 | 保存期間義務ですか。廃止措置が終了して、 |
| 0:19:01 | 基準適合していると。 |
| 0:19:04 | 外岡区画におけるまでの期間って書いてあったんですけど、 |
| 0:19:08 | これは、 |
| 0:19:10 | 今までもやった部分ってあるんですけどその10年ごとに、 |
| 0:19:15 | その記録は、今はあるんですね。 |
| 0:19:21 | はい。関西電力の方でその記録の方はずっと保存してございます。 |
| 0:19:26 | それは敗訴ちいの終了とか確認まで保存する予定ですか。 |
| 0:19:32 | はい社内規定の方でそういうことを定めまして廃止まで保存することで規定しております。 |
| 0:19:40 | 社内規定には規定されてんですか。 |
| 0:19:43 | これは他の間、関連の施設も、PSRを削除した時にこの記録のところも同じようにさ、削除してますか。 |
| 0:19:55 | 報道部、議事録の方が関西電力でございまして記録の方も削除させていただいております。で、保存の方はですね、引き続き継続して行うということをしております。 |
| 0:20:14 | そこ例なんかその整理した紙とかとありますかね他の施設の審査で、 |
| 0:20:24 | 保安規定から来ますけど、社内規定で、 |
| 0:20:29 | 担保するとかですね、そういうのなんか、 |
| 0:20:33 | 指針まとめた資料とかっていうのはありますか。 |
| 0:20:38 | 関西電力の赤田です。ちょっと相当までまとめてはいないかもしれませんが、これは少しですね今回の審査資料の方に、 |
| 0:20:49 | そういう面を記載させていただくこともできるかと思っておりますので、それに対応させていただければと思います。わかりました。 |
| 0:20:58 | はい。私からは以上です。 |
| 0:21:03 | はい。関西電力の西川です。失礼しました先ほどの件になりますが、 |
| 0:21:09 | 審査資料の69ページ。 |
| 0:21:13 | いやほど可能でしょうか。 |
| 0:21:15 | すいませんもう一度ページ数をお願いできますか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:21:19 | 60 ページです。 |
| 0:21:22 | 上流文書との、 |
| 0:21:25 | 比較ってことで、保安での記載内容、書いてるものになってございます。 |
| 0:21:32 | 60 ページのですね、記録と第 133 条今回削除するところの条文が中ほどにあります、この保安規定に紐づく社内規定文書として、 |
| 0:21:42 | 表の右の方になりますが、文書記録管理通達、25 になりますが文書記録管理をところにですね、 |
| 0:21:51 | こういった記録についても残すっていうところになってございまして、これに基づいて、記録は適正に管理すると、PMで、 |
| 0:21:58 | 一緒に管理するとそういった運用をさせていただきます。 |
| 0:22:19 | すいませんちょっとこと考えてる中で少しここでも説明不足かなと思いますので、ちょっと改めて整理させていただきます。 |
| 0:22:27 | 失礼しました。すいません。これはあれですか |
| 0:22:31 | まずはあれですね、 |
| 0:22:34 | 許可の方はあれですね、記録し保存するって書いてあって、今回、保安規定の方は、 |
| 0:22:43 | PSRのほ記録ミスの保存については削除されるんですけど、 |
| 0:22:49 | それに伴って社内規定の |
| 0:22:53 | ですねPSRに関連する。 |
| 0:22:57 | ものの変更、削除の変更を行うっていうふうに書いてあるので、 |
| 0:23:04 | あれです必ずしもPSRの記録がちゃんと社内規定に保存されますっていうことを、 |
| 0:23:13 | を言ってるようにはちょっと見えないんですけど。 |
| 0:23:17 | すいません。なるほどちょっと少しやっぱり言葉足らずのことになってます説明ちょっと不足しておりますと思いますので、少しまた改めて雷をちょっと追加させていただきたいと思いますすいませんはいわかりました。 |
| 0:23:38 | はい、原子力規制庁からは以上なんですが、 |
| 0:23:44 | 二つ、今日二つあったかと思えます。申請書の 11 ページの※8 のところ、記録した子記載した経緯、 |
| 0:23:55 | を調べてくださいっていうのが 1 点目。 |
| 0:23:58 | あと 2 点目先ほどのところですね、PSRの記録について社内規定でどうなってるんですかというところ。 |
| 0:24:05 | の記載をしてくださいと、以上 2 点だと思っております。関西電力さんの方から何かさっきの点も含めて、全体を通して何かありますか。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:24:17 | 関西電力の仲間でございます。今ご指摘いただいた2点、私どもドアノ 同じ認識でございますので、対応を進めさせていただきます。関西から は特に、それ以上ございません。 |
| 0:24:33 | はい。 |
| 0:24:36 | 面談の内容としては以上なんですけれども、今後なんですが、 |
| 0:24:41 | 審査会合をするかもう1回するかしないか、面談をするかしないかも含 めてちょっとまた検討させていただきます、事務的に連絡をしますので、 |
| 0:24:57 | はい関西電力中出承知いたしましたご連絡を申しております。 |
| 0:25:01 | はい。それでは以上をもちまして今日の面談を終わりたいと思いますお 疲れ様でした。 |
| 0:25:08 | ありがとうございました。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。